

第 43 回大阪府環境影響評価審査会議事概要

- 1 日 時：平成 24 年 11 月 2 日（金）10:00～11:30
場 所：ホテルプリムローズ大阪 2階 鳳凰の間（東）
- 2 出席委員：貫上委員、黒坂委員、桑野委員、近藤委員、島田委員、西野委員、藤田委員、細谷委員、又野委員（50 音順）
- 3 議 題：
 - （1）会長等の選任について
 - （2）よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - （3）「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に係る改定について
 - （4）その他
- 4 議事内容：
 - （1）会長等の選任について
 - 藤田委員が会長に選任され、桑野委員が会長代理に選任された。
 - （2）よみうり文化センター（千里中央）再整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - 意見照会（資料 1）
 - 事務局より手続きフローの説明（資料 4）
 - 事業者より環境影響評価準備書の概要説明（資料 2、3）

<質疑応答>

【委 員】方法書時にも指摘があったと思うが、（説明用の）パワーポイントで使用している地図が古いものもあったので、新しい地図を使用する方が良いのではないか。

【事 業 者】パワーポイントを作る時に、誤って古い地図を使用した。準備書では、新しい地図を使用している。

【会 長】事業計画地の周辺道路は、（日曜日に工事するかどうかは別にして）土日は結構混雑するので、方法書の時に、工事車両の動線関係について配慮して頂きたい旨を意見として申し上げたと思うが、もう少し説明を追加して頂けないか。

【事 業 者】事業計画地には、最終的には東側に接する一方通行の道路を使用して進入することになる。ただ、ルートとしては、基本的に幹線道路を使用して、住宅地内の道路を出来るだけ使用しない方針とともに、極力、工事の効率化、一度に運搬出来るものは一度に運搬することや、走行する時間のピークをずらすなどの配慮をして、出来るだけ影響を小さくしようと考えている。また、工事作業員の通勤には、出来るだけ公共交通を使うように周知を行い、少しでも影響を小さくしたいと考えている。

【会 長】そのような場合でも、できれば周辺の駐車場を活用する等の配慮について、よろしく願います。

【委 員】要望になるが、準備書の 213 ページで、建物の解体に関し、アスベストの使用部分が不明な箇所があるとのことなので、確認された場合は適正に飛散防止及び除去を行うと記載されているが、この点は十分に注意し、被害や影響が及ばないようにお願いしたい。

【事 業 者】ご指摘のとおり、アスベストについては、現時点では具体の場所や量を把握

しきれていない。解体の前には、法令に基づき適正に調査や処理を行いたいと考えている。

【会 長】方法書の時に、現在のよみうり文化センターはユニークな建物なので、出来るだけ現施設のイメージを継承するような形で再整備するという事を述べられていたかと思う。環境影響とは違うかもしれないが、出来ればやはりそういった配慮も必要なのではないかと思うが、いかがか。

【事 業 者】具体的には今後の詳細設計で詰めていくことになるので、現段階では明確に決まっていないが、そのようなご意見や、景観のところでご説明させて頂いたように、現在の施設を踏まえ、極力何らかの配慮を考えていきたい。

【委 員】同じ景観に関してだが、豊中市の都市景観条例には規制等はあるのか。

【事 業 者】豊中市で組織されている都市デザインアドバイザーからの助言を受けながら、建物をデザインすることになる。細かい規定までは覚えていないが、その中には当然色や建物の外観についても含まれていると思う。今回の建物については、アドバイザーの意見を頂きながら最終的に手続きを進めていくことになるので、配慮は可能と考えている。

【委 員】先ほど示して頂いた予測の建物の色が、どうもかなり濃いグレーに見えたのだが、周囲の景観とマッチした色を考えて頂きたいと思う。

【事 業 者】パワーポイントの色合い等で濃く見えたのかもしれないが、例えば準備書の397ページでは、右手に高層棟が写っており、個人的な感想になるが、それほど暗い感じはないのかなと思う。実際に建設する際には、周辺の建物の状況も考慮していきたいと考えている。

【委 員】今回は商業地の再開発ということで、基本的にはそれほど大きい影響はないと思うが、事後調査の方針の中で、地盤沈下という視点ではなく、地下水の汲み上げそのものが周辺の、例えば千里川とか、水象そのものに影響しないという前提で項目から外れているが、それに関してご説明をお願いしたい。

【事 業 者】汲み上げた地下水は、基本的には散水やトイレの洗浄水に使うため、原則下水に流れていくため、周辺の川へ直接放流するという事はないので、水全体として基本的には影響ないと考えている。

【委 員】汲み上げそのものの影響についてはどうか。

【事 業 者】汲み上げについては、準備書の26ページに記載しているが、表層近くには地下水はなく、周辺の井戸の利用を勘案して地表約200メートルの深い所から水を汲み上げ、最終的には揚水試験をして決めていくという計画をしており、大きな影響はないと考えている。

【会 長】色々ご意見が出ましたが、基本的にはやはり景観とか、そのあたりは非常に委員の皆さんも気にされているようなので配慮をお願いしたいと、これは今後のことになるが、よろしくをお願いしたい。

(3) 「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」に係る改定について

○ 事務局より説明(資料5)

○ 今後の進め方については、部会で整理の上、審査会に諮りたい。

<質疑応答>

【会 長】環境基準そのものについて、技術指針の中でどういった扱いになっているのか

事務局から説明をお願いしたい。排出基準であればわかりやすいが、環境基準では、もともと環境基準を超えている場合、事業を実施するなということもおかしい。

【事務局】環境影響評価は規制をする訳ではなく、手続の中で事業者に必要な限り環境配慮を求めていくもの。環境基準に位置付けられたものについて、無条件に技術指針に定めるのではなく、手続の中で環境配慮すべき内容として事業者に求めていくことが妥当なのか、委員のご意見をお聴きしたいと考えている。特に PM2.5 については、予測評価も非常に難しい。調査した結果をどういう形で手続の中で位置付けしていくか、難しい面がある。

【会長】環境影響評価するということと、環境基準がそう簡単に連動していないという気がするので、事務局としての考え方を持っておかないといけないのかなという気がする。

【事務局】昭和60年代は、例えば二酸化窒素の環境基準も未達成の状態であったが、事業者に対して、そのような脆弱な環境においても、可能な限りの環境配慮を求めていた。現在、二酸化窒素については、環境基準を達成できているという状態であるが、その場合でも、事業者に対して可能な限り環境配慮を求めていくことだと思う。

【委員】整理は部会でとのことだが、水質と水生生物では視点が違ってくるが、部会間の調整についてどうするか、ご説明頂きたい。

【事務局】今回の場合、水質と水生生物の両方に密接な関係があると考えており、出来れば合同で開催させて頂くことも考えている。

【会長】一つの案だと思う。特にノニルフェノール、環境ホルモンということになると、そのもの自身は ppm という単位で表されるけれども、現実の問題として魚への影響ということになってくる訳なので、当然そうだろうと思う。

(4) その他

- 今後の審査の予定について報告

以上